主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人井関和彦の上告理由について。

借地法一二条による賃料増額請求があつた場合、裁判所は、同条所定の諸契機を 考量し、具体的事実関係に即し、相当賃料を確定すべきであり、その際、原判決の 判示するような底地価格に利子率を乗ずる算定方法(所論の土地価格の利廻り算定 方式)も一つの合理的尺度として使用できるものではあるが、この算定方法が他の 合理的算定方法に比して本則であるとまで解すべきものではない。しかし、原審の 適法に確定した具体的事実関係のもとにおいては、右方法を使用し被上告人主張の 地代を以て相当と認定した原判決の判断は、結局是認することができる。 のとする原判決の判断も、その挙示する事実関係に基づき是認することができる。

結局、原判決に所論の違法はない。

論旨は、原審の認定にそわない事実を主張して、原判決を非難するに帰し、採る ことができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

| 裁判長裁判官 | 奥 | 野 | 健  | _ |
|--------|---|---|----|---|
| 裁判官    | 草 | 鹿 | 浅之 | 介 |
| 裁判官    | 城 | 戸 | 芳  | 彦 |
| 裁判官    | 石 | 田 | 和  | 外 |

## 裁判官 色 川 幸 太 郎